

(平成22年4月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和30年8月1日から同年9月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①の資格取得日を30年8月1日に、申立期間②の資格取得日を31年10月1日に、資格喪失日を32年1月1日に、それぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年7月24日から同年9月1日まで
② 昭和31年10月1日から32年1月1日まで

私は、昭和30年7月24日から31年3月25日までの期間及び31年7月1日から同年12月31日までの期間について、A社に継続勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した賃金支払伝票により、申立人は、申立期間①及び②において、A社に勤務し、申立期間①のうち、昭和30年8月1日から同年9月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した昭和30年8月分及び31年10月分から同年12月分までの期間の賃金支払伝票から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和48年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、保険料を納付したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことか

ら、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和 30 年 7 月 24 日から同年 8 月 1 日までの期間について、申立人が提出した 30 年 7 月分の賃金支払伝票を見ると、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、申立人も、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨を供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 30 年 7 月 24 日から同年 8 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 50 年 11 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 10 月 1 日から 50 年 10 月 31 日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚等の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚等の供述からは、申立人が同社に勤務していた期間を特定することはできない。

また、事業所別被保険者名簿及び事業所整理記号払出簿によると、A社は、昭和 48 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、48 年 9 月 1 日以降は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿を見ると、申立期間当時、同社での厚生年金保険加入者数は2人と、申立人及び事業主が供述する、同社の従業員数5人（うち1人は隔日勤務者）より少なく、かつ事業主の妻も厚生年金保険に未加入であることが確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとはいえないものと考えられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によると、A社の事業主及び事業主の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 2 月に連番で払い出されたものと推認され、かつ申立期間中である、50 年 1 月まで国民年金保険料を遡及納付していることが確認でき、当時の同僚からも申立期間における申立人の厚生年金保険料控除の有無等についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 10 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 4 月 10 日から同年 9 月 30 日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から発行された在職証明書により、申立人は申立期間において、A社に臨時的任用職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和 56 年 7 月 13 日とされており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない上、申立人が氏名を記憶し、申立人と同じ臨時的任用職員として同事業所に勤務していたことが確認できる同僚も、申立期間当時、厚生年金保険に未加入であることが確認できる。

さらに、申立期間を含む前後の期間について、事業所索引簿（記号払出簿）及びオンライン記録を確認したところ、A社と名称が類似又は関連すると思われる複数の事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当時の同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無等についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 5 月 10 日から平成 20 年 10 月 30 日まで、私の夫と一緒に A 社に継続勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が 58 年 9 月 1 日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、当時の社長からは、「社会保険事務所（当時）から指示を受けた会計事務所からの依頼により、夫の被扶養者に入れる。」と言われたことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 社の給料明細及び当時の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該給料明細を見ると、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 社の被保険者原票及びオンライン記録を見ると、申立人は、昭和 58 年 9 月 3 日から平成 20 年 10 月 30 日まで、申立人の夫の被扶養者として認定されていたことが確認できる。

さらに、当時の同僚等からも、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除の有無等についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月下旬から 2 年 6 月 20 日まで

私は、平成元年 10 月下旬から A 社に勤務し、給料から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が 2 年 6 月 21 日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社には、平成元年 8 月 31 日に B 社を退職後、1、2 か月経過した、元年 10 月下旬から勤務していたと主張している。

しかし、当時の複数の同僚の供述からは、申立人の A 社における勤務期間を特定することはできず、申立期間における申立人の勤務実態等は確認できない。

また、A 社の事務員は、「申立人は、設計の経験者であったので、入社後すぐに厚生年金保険に加入させた記憶がある。よって、申立人の入社日は、厚生年金保険の被保険者資格の取得日である平成 2 年 6 月 21 日で間違いないと思う。」旨を供述している上、申立人の同社での雇用保険加入期間は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、昭和 60 年 1 月 21 日から平成 2 年 4 月 21 日までの期間について、A 社に係るオンライン記録を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記録されており、申立人の記録が脱落した痕跡^{こんせき}は認められない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。